

警報（風雪水害等）が発令されたときの対応について

1 暴風警報（暴風雨警報・暴風雪警報）が発令されたとき

- (1) 生徒が家庭にいるときは、家庭で待機する。
- (2) 登下校中に発令されたときは、すぐに帰宅して、家庭で待機する。
- (3) 午前中に解除になったときは、学校からの連絡・指示のもとに登校する。
- (4) 午前中に解除されないときは、休業とし、自宅学習とする。

2 大雨に関する非常警報が発令されたとき

- (1) 平常通り、授業を行う。
- (2) ラジオ・テレビを通じて、松山市の水防本部、または松山市教育委員会からの指示・命令があった場合は、それに従う。

3 大地震が発生したとき

- (1) 生徒が学校にいるときは、学校の指示に従う。
- (2) 生徒が家庭にいるときは、家庭で待機し、安全を確認してから登校する。
- (3) 生徒が登校中に大地震が発生した場合は、安全な場所に一時避難し、地震がおさまったあと、安全を確認して登下校する。
- (4) ラジオ・テレビを通じて、松山市の災害対策本部、または松山市教育委員会からの指示・命令があった場合は、それに従う。
- (5) 家庭で万一の災害の場合の避難場所を確認しておく。

学校からの電話連絡で特別な指示がないかぎり、上記の通りです。学校への電話等による問い合わせをしないようにしてください。